

## 学校法人 吉田学園 行動計画

(次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画)

学校法人吉田学園の教職員が仕事と子育て及び介護を両立させることができ、教職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての教職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2019年8月1日～2024年7月31日までの 5年間

2. 内容

目標1：仕事と育児、仕事と介護といった両立支援制度を理解して、育児休業および介護休業を利用しやすい職場環境の整備

<対策>

産前産後休業や育児休業、育児休業給付、産前産後休業及び育児休業中の社会保険料免除など私学共済や雇用保険制度の情報提供、就業規則に規定する育児休業及び育児短時間勤務に関する規則、子の看護休暇について、教職員に対して情報提供を行って周知を図る。

介護休業および介護休暇について、教職員に対して情報提供を行って周知を図る。

目標2：年次有給休暇の取得の促進のための職場環境を整備し、年次有給休暇の取得率目標を65%とする

<対策>

就業規則に規定している年次有給休暇の計画的付与制度の周知及び年次有給休暇の取得促進に向けた情報提供を図り、管理職への啓発活動などを行い、取得状況において極端な個人差が無いよう公正・公平さを保ち、取得率を向上させる。

(現状の有給休暇取得率43%相当から目標65%以上)